

日本NGO連携無償資金協力 完了報告書

1. 基本情報	
(1) 案件名	ハイバル・パフトゥンハー州ハリプール郡における公立女子小学校の衛生環境改善事業（第2年次） Enhancement of Sanitation and Maintenance of Hygienic Environment in Girls' Schools in Haripur District, Khyber Pakhtunkhwa Province (Phase 2)
(2) 贈与契約締結日及び事業期間	・贈与契約締結日：2017年1月13日 ・事業期間：2017年2月1日～2018年2月28日 ・延長期間：2018年2月1日～2018年2月28日
(3) 供与限度額及び実績（返還額）	・供与限度額：48,178,091円 ・総支出：41,253,588円 (返還額：6,924,503円、利息0円含む。)
(4) 団体名・連絡先、事業担当者名	(ア) 団体名：特定非営利活動法人 難民を助ける会 Association for Aid and Relief, Japan (AAR Japan) (イ) 電話：03-5423-4511 (ウ) F A X：03-5423-4450 (エ) E-mail：staff@aarjapan.gr.jp (オ) 事業担当者名： プログラムマネージャー 古川千晶 プログラムコーディネーター 石原厚子
(5) 事業変更の有無	事業変更承認の有無： (ア) 申請日：2017年4月11日 承認日：2017年4月21日 内容：活動内容の変更、対象校の追加、レンタカーの追加 (イ) 申請日：2017年11月28日 承認日：2017年12月6日 内容：事業期間の延長

(ここでページを区切ってください)

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	<p>ハイバル・パフトウンハー州ハリプール郡のパキスタン公立女子小学校10校にて、井戸やトイレなどの基本的な衛生施設が建設され、対象校の学習・衛生環境が改善された。また、教師が児童に対して衛生教育を実施できる体制が整備された。衛生環境の未整備および下痢など健康上の理由による不登校が減少したことにより、今後、同地域における児童の就学率向上が期待される。</p>
(2) 事業内容	<p>本事業では、同郡コット・ナジブラ地区、および、同郡サライサラ地区の公立女子小学校10校を対象とし、(ア)衛生施設の整備、(イ)衛生教育の仕組みづくり、(ウ)衛生施設を将来にわたって維持・管理するための体制づくり、を実施した。また、上記10校以外の2校において、後述(イ)の通り同校の教師や保護者に対し衛生教育に関する指導者研修を実施した。なお、同2校に対する同研修を追加した経緯は、以下のとおりである。事業開始後、当会が対象としていた10校のうち2校が、ハリプール郡政府の管轄校として指定され、郡自ら衛生設備の建設を行うこととなったことから、当会事業の対象から外れた。郡教育局と協議した結果、代替りの2校を追加し、当会事業の対象校は当初計画どおり10校となったが、建設対象から外れた2校についても、衛生教育のニーズは高かったため、計12校において衛生教育を行うこととなった(詳しい経緯は、2017年4月承認の事業変更申請を参照)。</p> <p><u>(ア) 衛生施設の整備</u></p> <p>対象の10校において、電動モーター付き井戸、手洗い場、貯水タンク、浄水器、トイレおよび浄化槽・滲出槽を整備した(各校で整備した施設の詳細は、添付資料①を参照)。</p> <p>事業開始後に、モフラ・マクスード校、ハッター校の2校において、豪雨の際に地表の雨水が井戸に流れ込むことを防ぐための壁の設置と、トイレに隣接する掃除用具棚の設置が必要なが確認されたため、工事内容に追加した。また、カングラ校、トル・ドック校、カイヤン校では、いずれも当初は既存の井戸をさらに深く掘り進める修繕工事を予定していたが、地中に岩盤があり掘削が困難だったことから、敷地内の別の場所に新たな井戸を掘削した。チャプラ校では、既存の井戸に新しい電動モーターを設置した。</p> <p>工事は2017年10月に終了したが、その後、各校の使用状況を確認した上で、再度、排水溝の位置や水タンクとパイプの接続調整など、軽微な改良工事を実施し、2018年1月に完了した。翌2月には、建設・修繕内容および日本からの支援によるものであることを明記した銘板とODAステッカーを各施設に貼付した。また、各校の校長、ハリプール郡教育局、および当会の三者間で、各施設について学校および教育局が、責任をもって管理を行う旨記した覚書を締結した。</p> <p>2017年5月25日には、前年度事業で衛生施設を供与したサリ校において、駐パキスタン日本大使倉井高志氏およびハリプール郡教育局長を招き、供与式を開催した。</p> <p><u>(イ) 対象校の教師・保護者による衛生教育実施の仕組み作り</u></p> <p>2017年7月11日から8月31日までの間に、教師や保護者に対</p>

	<p>する4日間の衛生教育に関する指導者向け研修(Training of Trainers : TOT)を12校で実施した(全12校のTOT実施日は別添⑧参照)。計246人が参加し、指導者としてのノウハウを身につけた。</p> <p>TOTでは、当会職員が講師となり、受講者に手洗いや歯磨き、身の回りの掃除などの衛生知識について教えたほか、児童に対して衛生教育を行うためのカリキュラム作りや指導方法の指導を行った。当初、TOTでは、先行事業で研修を受講した学校の教師を講師として招く予定だったが、人事異動などの事情により叶わなかった。代わりに、下に述べる研修生交流会に、先行事業の教師を招き、取組みの共有を行った(2017年4月承認の変更申請書を参照)。</p> <p>2017年10月を衛生教育月間とすることを提案し、各校が衛生教育を定着させるため、各種の活動を行った。同月間中、教師が、TOTにおいて作成したカリキュラムに基づいて、児童に対し、手洗いや歯磨きを励行したほか、トイレの使い方と掃除、水の煮沸消毒などについて指導した。その後、10月に3校、11月に2校、12月には7校が、児童による衛生啓発コンテストを開催した。コンテストは、児童が、審査員を務める教師および当会職員の前で、衛生に関する自作の歌や踊り、詩などで、学んだ成果を発表するものであった(コンテストの実際の様子については、添付書類①を参照)。また、正しい歯磨きの習慣化を促進するため、各校の児童を対象に歯磨きキットを供与した(各実施項目の日程については添付書類⑧を参照)。</p> <p>(ウ) 対象校の学習・衛生環境の維持管理体制の構築</p> <p>本事業で整備、供与した施設が将来も適切に管理されることを目的に、対象校10校においてそれぞれ3回ずつ、教師と保護者が施設の管理について話し合う会合を開いた。17年5月の初会合では、まず、学校施設の維持管理に関する現状と課題を参加者が共有した。トイレや教室、廊下、校庭などの掃除当番や掃除時間を設定し、当会から掃除道具を供与した。10月の2回目の会合では、それまでに建設された井戸や手洗い場の管理方法が共有されるとともに初回会合で策定された計画を見直した。18年1月の3回目の会合では、事業終了後の維持管理に係る年間計画書を策定した。18年2月には先行事業の教師を招いて、本事業対象校の教師との研修生交流会を開催し、各校での施設管理や衛生教育の経験と学びを共有した。</p> <p>また同月、ハッター校にて、建設した施設に、児童が絵を描いたタイルを貼るという作業を試験的に行った。児童や教師が自ら施設を装飾することで、その施設に対し愛着を持ってもらい、長く大切に使うためのオーナーシップを醸成する試みであったが、参加者の評判が良かったことから、同様の活動を次期事業でも行うことを計画している。</p>
(3) 達成された成果	<p>(ア) 衛生施設の整備</p> <p>対象10校において井戸を整備した結果、全ての学校で、毎分30リットルの水量(毎時1,800リットル)が出ることを確認した。また、対象校の児童190人に行った衛生知識・習慣を問う調査では、17年5月時点の事前調査では、学校滞在中に井戸水を使っていると答えた児童は47%にとどまっていたが、18年1月の事後調査では、99%に</p>

	<p>なり、ほぼすべての児童が学校で建設した井戸の水を使用していることが分かった。また、同調査において、全ての児童が在校中、本事業で供与したトイレを使用していることを確認した。</p> <p>(イ) 対象校の教師・保護者による衛生教育実施の仕組み作り</p> <p>教師や保護者に実施した指導者向け研修の結果、教師や保護者が自ら児童に衛生教育を行うことができるようになった。教師や保護者は全12校で衛生教育月間を導入するなど衛生に関する実践的な知識を普及した。</p> <p>児童の衛生に関する知識・行動変容を測るため、事業前と事業後の二回のアンケート調査を行ったところ、以下の通り大きな変化を見て取ることができ、全ての設問において20%以上の上昇率を確認できた(アンケート詳細については添付書類⑨を参照)。</p> <p>トイレを使用する際の行動変容を測ったところ、2017年5月時点の事前調査では、排泄後にお尻を洗浄すると回答した児童は59%であったが、事業後には84%にまで増加した。同様に、トイレ使用後に手を洗った児童は31%のみと少なかったが、事業後には83%にまで増加した。また、トイレを使用した後、洗浄用シャワーで流す児童は、事業前はわずか3%だったところ、事業後には58%となった。</p> <p>加えて、その他の衛生観念に関する項目でも変化が見られた。事業前に多くの児童が間違えた衛生に関する知識について、事業後のアンケート調査では、ほぼ全員が正しく回答できた。例えば、手を洗うのは汚れた時だけでよいと理解していた児童が73%もいたことに対し、事業後には4%に減少した。また、32%の児童が処理前の水を飲んでも下痢の原因にはならないと理解していたが、事業後は100%の児童が飲料水として処理された水のみが安全であることを理解した。さらに、手洗いの際に石鹸を使う児童においては事業前58%から事業後98%に増加した。この結果、過去一月以内に重い下痢に罹った児童の数が、事業前の69%から事業後には36%と、約半分にまで減少した。</p> <p>(ウ) 対象校の学習・衛生環境の維持管理体制の構築</p> <p>対象10校において学習・衛生環境の維持管理にかかる維持管理年間計画書が策定された。同計画書では、児童が清掃を行うことや定期的に供与した施設の維持管理に係る授業を行うことを明記した。その結果、本事業前には、各校の清掃は管理人が行っていたため、清掃頻度は月1回にとどまっていたが、事業後は児童が週1回の頻度で学校施設の清掃を行うようになった。また、同計画に従い、各学校において週2回程度、朝礼の際に施設の維持管理に関して全校生徒に対して周知していることを確認した。加えて、ハリプール郡教育局担当者は学校訪問時に、各校に備え付けられたモニタリング用帳簿にその結果を記載し、必要に応じて各校の教師に維持管理に関する指導を行っている。</p>
(4) 持続発展性	<p>本事業で設置、供与した施設に関して、ハリプール郡教育局および各校が責任を持って管理する旨を記した覚書を、当会と同郡教育局および各校との間で取り交わした。また、施設の供与に先立ち、当会のスタッフが管理方法について各校の教師や用務員に対して指導したほか、施設の管理方法を記したマニュアルを配付した。また、ハリプール郡教育局</p>

	<p>の担当者も定期的に各校のモニタリングを実施し、本事業で整備、供与した施設が適切かつ長期的に使用されるよう、各校にて維持管理について指導することに合意した。衛生教育については、TOT を受講し、衛生に関する指導法を学んだ教師が、本事業で配付したポスターや衛生キットを活用しながら、児童に対する衛生啓発を継続して実施する。</p> <p>本年度の研修等に参加した教師・保護者は、次年度事業での交流会に招聘するほか、今後、当会がパキスタンで活動する限りにおいて、各校の衛生施設の使用状況や衛生教育の実施状況について、定期的にモニタリングを続ける方針である。</p>
--	--

3. 事業管理体制、その他	
(1) 特記事項	特になし。

完了報告書記載日：2018年6月11日

団体代表者名： 理事長 長（志邨）有紀枝（印）

【添付書類】

- ① 事業内容、事業の成果に関する写真
- ② 日本NGO連携無償資金収支表（様式4-a）
- ③ 日本NGO連携無償資金使用明細書（様式4-b）
- ④ 人件費支払実績表（様式4-c）
- ⑤ 一般管理費等支出集計表
- ⑥ 外部監査報告書
- ⑦ 活動の詳細（対象校の学習・衛生環境の改善）
- ⑧ 活動の詳細（衛生教育実施の仕組み作りおよび維持管理体制の構築）
- ⑨ 活動の詳細（衛生に関するアンケート結果）
- ⑩ 銀行通帳の出入金記録の写し